

鹿屋体育大学修士論文審査基準

改正
平成26年1月30日
研究科委員会決定
平成26年6月27日
令和5年3月31日

(趣旨)

第1 この基準は、鹿屋体育大学学位細則第10条第3項に基づき、修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査基準に関し必要な事項を定める。

(修士論文の審査基準)

第2 修士論文の審査は、在学中において、公開で発表した研究内容に基づき作成された論文について、以下の審査基準をもって行うものとする。

(1) 研究テーマの適切性

ア 研究テーマ設定の背景・問題、現場への有用性や学術的・社会的意義が適切に示されている。

イ 研究目的や課題が適切で、明確である。

(2) 文献研究の適切性

ア 研究テーマに関連する先行研究を適切に整理・概観している。

イ 自らの研究に対して先行研究を適切に関連づけ、活用している。

(3) 研究方法の妥当性

ア 研究目的等を達成するために妥当な研究方法が選択されている。

イ 選択した研究方法の妥当性やその方法を適切に示している。

ウ 研究を遂行するに当たり、適切な倫理的配慮が示されている。

(4) 論理の一貫性

ア 研究論文全体を通して、論理展開に整合性、一貫性がある。

イ 研究目的や課題に対して、資料・データ等から論理的に明確な結論が述べられている。

(5) 研究の独自性・独創性

研究テーマ、目的・課題設定、研究方法、結論等に独自性や独創性が認められる。

(6) 論文構成・体裁の適切性

本学の学位論文作成要領等に従って、適切に修士論文が作成されている。

(特定課題の研究成果の審査基準)

第3 特定課題の研究成果の審査は、研究成果を説明する特定課題研究報告書（あるいは副本）を手がかりに、以下の審査基準をもって行うものとする。

なお、本学で想定している特定課題の研究成果とは、競技パフォーマンス・演技や作品、授業・指導（コーチング）・運営（マネジメント）・起業実践、視聴覚教材・コンピュータソフトウェアの開発、学習・指導支援プログラムの作成、実験装置・データの専門的处理等の開発等とする。

(1) 研究テーマの適切性

ア 研究テーマ設定の背景・問題、現場への有用性や学術的・社会的意義が適切に示されている。

- イ 研究目的や課題が適切で、明確である。
- (2) 文献研究の適切性
 - ア 研究テーマに関連する先行研究を適切に整理・概観している。
 - イ 自らの研究に対して先行研究を適切に関連づけ、活用している。
- (3) 研究方法の妥当性
 - ア 研究目的等を達成するために妥当な研究方法が選択されている。
 - イ 選択した研究方法の妥当性やその方法を適切に示している。
 - ウ 研究を遂行するに当たり、適切な倫理的配慮が示されている。
- (4) 論理の一貫性
 - ア 報告書全体を通して、論理展開に整合性、一貫性がある。
 - イ 研究目的や課題に対して、資料・データ等から論理的に明確な結論が述べられている。
- (5) 研究の独自性・独創性
 - 研究テーマ、目的・課題設定、研究方法、結論等に独自性や独創性が認められる。
- (6) 報告書構成・体裁の適切性
 - 本学の学位論文作成要領等に準じて、適切に報告書が作成されている。

(雑則)

第4 修士論文の審査基準に関し、この基準によりがたい場合には、研究科委員会がその都度定める。

附 則

この基準は、平成26年1月30日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平26.6.27）

この基準は、平成26年6月27日から施行する。

附 則（令5.3.31）

この基準は、令和5年3月31日から施行し、令和5年3月16日から適用する。